

お知らせ  
障害者控除対象者  
認定書の交付  
☎長寿・保険課 43-5217

所得税と市・県民税の障害者控除は、障害者手帳の交付を受けている人が対象ですが、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより手帳を所持していなくても控除を受けることができます。

認定書は次の対象要件をすべて満たしている人からの申請により、一定の基準を満たした人のみに交付します。

**対象要件**

- 1 満65歳以上
- 2 要介護認定者
- 3 身体や精神に基準以上の障害があり、障害者手帳の交付を受けていない

※12月31日現在で判定申請先 長寿・保険課

お知らせ  
おむつ使用証明書の交付  
確定申告の医療費控除時に必要です  
☎長寿・保険課 43-5217

確定申告の際におむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、医師が発行した「おむつ使用証明書（有料）」が必要ですが、前年に医師が発行した証明書によって医療費控除を受けた人については、2年目以降は市が発行する「おむつ使用証明書（無料）」によって医療費控除を受けることが可能となります。

証明書は次の対象要件をすべて満たしている人からの申請により、一定の基準を満たした人のみに交付します。

**対象要件**

- 1 前年に医師の発行した「おむつ使用証明書（有料）」で医療費控除を受けている
- 2 医療費控除を受けようとする対象の年に有効な要介護認定を受けている
- 3 要介護認定に用いた主治医意見書に、尿失禁および寝たきり状態にあることが確認できる記載がある

申請先 長寿・保険課

お知らせ  
国民年金保険料の納付方法・保険料免除申請のご案内  
☎ねんきんダイヤル 0570-05-1165

**納付方法について**

**口座振替（割引率が一番大きい納付方法）**

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。また、現金納付よりも割引額が大きい6カ月前納・1年前納・2年前納や、月々50円割引となる早割制度が用意されています。

口座振替をご希望の人は、「口座振替申出書」（金融機関・市役所総合窓口センター備付・インターネットでダウンロード）に必要な事項を記入・金融機関への届出印を押印し、預金口座をお持ちの金融機関（郵便局含む）の窓口、または年金事務所（郵送可）へご提出ください。

▽早割制度 本来の納付期限（翌月末）よりも1カ月早く口座振替する方法

※令和2年度の保険料を口座振替で前納する場合は、2月末日が申込期限となっているため2月中の手続きをお願いします。

**クレジットカード納付（継続納付）**

クレジットカードにより、定期的にクレジットカード納付でも2年前

**納が利用できません。**

クレジットカードによる納付をご希望の人またはクレジットカードの有効期限を迎える人は、最寄りの年金事務所へお問合せください。

**金融機関・郵便局・コンビニ等の窓口での納付**

日本年金機構からお送りしている納付書を使って、各窓口で納めていただく方法です。現金納付についても2年前納をご利用いただけます。2年前納をご希望の人は、4月末までに納付いただく必要があるため、4月中旬までに最寄りの年金事務所までご連絡ください。

**保険料免除申請のご案内**

保険料の納付がまだの人へ2月上旬に保険料免除申請書を送付します。保険料を未納のまま放置しておくと、将来の老齢年金や遺族年金が受給できなくなります。納付が困難な人は免除申請の手続きを行ってください。



お知らせ  
確定申告の受付  
2月17日(月)～3月16日(月)  
スマホからも申告ができます  
☎所得税等について 洲本税務署 24-1212  
市・県民税について 税務課 43-5213

国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」で、所得税や収支内訳書などを作成することができます。

作成方法は2通りあり、**1** パソコン上で作成した申告書をプリントし、郵送等で税務署に提出する方法と、**2** パソコンやスマホで作成した申告書等作成コーナー二次元コード

確定申告書等作成コーナー二次元コード

詳細は、e-Taxヘルプデスクまたは洲本税務署までお問合せください。

☎ e-Taxヘルプデスク 0570・01・5901  
洲本税務署 ☎ 24・1212

申告書への源泉徴収票等の添付について

平成31年4月1日以後の申告書の提出の際、源泉徴収票等の添付が不要となりました。

- 添付が不要となる主な書類**
- ・給与所得、退職所得および公的年金等の源泉徴収票
  - ・オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
  - ・配当等とみなす金額に関する支払通知書
  - ・上場株式配当等の支払通知書
  - ・特定口座年間取引報告書

**ご注意ください！**

確定申告書には、源泉徴収票等の内容を記載する必要がありますので、**確定申告書第二表等に必ず記載してください。**

税務署等の相談会場で確定申告書を作成する場合には、**源泉徴収票等を提示いただきますので、忘れずにお持ちください。**



☎洲本税務署 24-1212

税制改正のお知らせ  
令和元年(平成31年)分から適用

- ◆主な改正点**
- ・ふるさと納税制度の見直し
    - ・対象となる地方団体の指定ふるさと納税(個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分)の対象となる地方団体を、一定の基準に基づき総務大臣が指定します。
  - ・対象外地方団体への寄附の取り扱い
    - 指定対象外の地方団体に対して令和元年6月1日以降に支出された寄附金は、ふるさと納税の対象外となります。
  - ・住宅借入金等特別控除の拡充
    - 個人が住宅ローン等を利用し消費税率10%が適用される住宅の取得等をして、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住の用に供した場合、次の特例が適用されます。
  - ・適用年数の延長
    - 適用年数が現行の10年から13年へ延長されます。入居10年目までは現行制度どおり税額控除されます。11年目以降の3年間、住宅借入金等特別控除可能額は次のいずれか少ない額となります。
- ※住民税の税額控除は「住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額」または「所得税の課税総所得金額の7%（最高13万6500円）のいずれか少ない額が適用されます。